

平成28年第1回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 2月24日（水）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・議案の上程（第1号～第5号）	5
・議案に対する質疑	6
・議案の委員会付託	8
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	11
議案第1号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について	11
議案第2号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について	11
議案第3号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例について	13
議案第4号 平成27年度粕屋町一般会計補正予算について	15
議案第5号 平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	16
・閉 会	18

平成28年第1回（2月）

粕屋町議会臨時会

平成28年2月24日（水）

平成28年第1回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年2月24日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案の上程
- 第4. 議案に対する質疑
- 第5. 議案の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美 副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
教育委員会次長	石 山 裕	総 務 課 長	石 川 和 久
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	安 松 茂 久	子ども未来課長	堺 哲 弘
会 計 課 長	伴 栄 子	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、14番八尋源治議員、及び1番安藤和寿議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に提出された議案は5件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

本日、平成28年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中をご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の提案改正が3件、平成27年度補正予算が2件でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

についてでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして1月20日可決成立し、1月26日公布されましたので、国家公務員の給与改定に準じまして一般職の職員給与を改定するものでございます。

今回の改正の概要といたしましては、官民給与の格差0.36%を解消するため、第1に若年層を中心に給料月額が平均0.4%の引き上げとなるものであります。第2に、給与制度の総合的見直しにおいて、予定していた地域手当の支給割合の改定を2年前倒して行うものであります。第3に、期末勤勉手当、ボーナスの支給月数を年間4.1月分から4.2月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものであります。

議案第2号と3号は、期末手当に関する同じ内容の改正でございますので、一括して提案をさせていただきます。

議案第2号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号は粕屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第1号と同様、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして期末手当の支給月数を現行の3.1月分から3.15月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。

議案第4号は、平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。今回は歳入歳出予算の総額の増減はありません。歳入の補正はなく、歳出といたしまして給与改定に伴う人件費の増額に対し人件費不用額の精算により財源措置し、その差額の3,373万7,000円を財政調整基金の積立金として計上するものでございます。

議案第5号は、平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。今回は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,532万3,000円とするものでございます。なお、今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の不足分を増額するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案第4号でございます。

これは、予算特別委員会で皆さんと審議をするので、そのときでもいいかなと思いますが、ちょっとあらかた、ひよっとしたら準備が要るかもわからないのでお尋ねいたします。

増減なしということの意味がはっきりしない。結局人件費で余ってる分から今回上がると予定されている分を引かれた分が、もう予算書に出ているということなんではないかな。その辺がはっきりしないので、私としては、余っている分は余っている分、上げる分は上げる分できちんと数字が欲しいんですね。だから、そのことをちょっと、まあ私の勘違いで既にそうしてあるのかもしれない、してないんですよ。ていうか、その辺がはっきりしないので、ちょっと質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳しくは所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

現在の予算措置の中で、既に人勸の改定分が盛り込まれているというようなことはございません。年度中に人件費予算計上しておりますが、年度間の異動とか、あと途中の退職とか、そういったものによって人件費の余剰が出ると。それと、9月で人件費等の補正も行っておりますが、補正をする際に新たところで発生する必要な人件費っていうのを計上しております。そういった中で、人件費の中で精算できる金額というのが出てきますので、その精算できる金額を持って今回の改定に当てるといようなことを行うというのが今回の補正予算の内容です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ということは、従来ならばこれがなければその補正は3月補正でされるはずだったんですね。現在の状況を把握するということで、この数字が出されているということですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

今本田議員が言われたように、本来であれば3月補正で人件費の精算っていうのをやっておりますので、3月補正とする予定のものを今回の2月で前倒ししてやることで今回の人勸の改定に対応するということです。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました1号議案から3号議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、4号議案及び5号議案の平成27年度補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成いたします予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせのとおり、委員長に久我純治議員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員であります。

ただいまから各委員会審議のため本会議を暫時休憩いたします。

7番福永善之議員。

◎7番（福永善之君）

動議を口頭で提出します。

ただいま人勤による給与改定、これ総合的には全て増額です。職員、特別職、議員。ただ、我々は2月の学校給食特別委員会において、その中で国への交付金申請が滞ったという事実を知りました。この交付金の予定額は約1.2億円であり、粕屋町の町政に負の影響を与えるのは必至です。町民の負託を受けている一議員として、議会内で行政側の不手際を見抜けなかった責任、また粕屋町の財源に損害を与えた責任は議会も重く受けとめなければなりません。

そこで、今から動議の内容を説明します。

月額議員報酬の10%カットを3カ月間実施する。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

今求めてます質問は、今福永議員がおっしゃったあれはもう済んで委員会付託ま

で審議されております。ですから、委員会の審議の中でその旨おっしゃって、それが反対であればそのとき反対をおっしゃってされるのが順序の流れだろうと思います。今求めます動議は、会期の日程でございますとか、そういうことでございますので、それは動議の内容ではないと思いますので、委員会審議の中で十分福永議員のお考えをおっしゃって、他の議員の方の同意をもらうように努力なさってください。よろしいですか。

◎7番（福永善之君）

済みません、動議というのはいろいろなことで、例えば休憩の動議とか、いろいろあると思うんですよ。私は、議員としてやっぱり事実関係を知ってしまったことに対する、議会側もやっぱり責任を感じないといけないということで、執行部が今提案された人勸の職員改定に対することに対して私はやっぱり一議員として責任を負ってると。そういう動議をちょっと上げておりますので、これを執行部側の上げた議案の中でこれを審議するというのではなくて、これは一議員としてやっぱりやっつけていかんといかんという感じの動機です。

◎議長（進藤啓一君）

内容はわからんことありませんけど、皆さんに何を問うんですか。あなたの動議に対して対して何を皆さんに問うかが私はちょっと今理解しておりませんが。

はい、どうぞ。

◎7番（福永善之君）

動議の内容は、前段がちょっと長くなったと思いますけど、月額議員報酬の10%を3カ月カットするという内容が動議の内容です。

◎議長（進藤啓一君）

内容はわかりましたけどもですね。

◎7番（福永善之君）

発議をしたいということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

それを皆さんに今何を問うかが、今まだ審議していないときに、今の段階で町から提案なさつとるわけですから今から審議しようかというときに、皆さんに何を動議として取り上げて皆さんに問うのかがちょっと私理解できないんですよ。だから、私が申しますように、それは今町から提案されてその付託先も決まったわけでございますから、そのとき十分意見をおっしゃって、あなたの意見が皆さんに周知するようにご努力なさることが順序だろうと思うんですね。今何を皆さんに動議、動議とおっしゃってる内容はわかりますけども、何を皆さんに問うていいのかがちょっと私も理解いたしかねますが。よろしいですか。

それは、提案されたときにそれは今の時期じゃないのではないのかという動議ならまだわかりますけども、全て付託先が決まって今から休憩に入ろうかということでございますから、その動議の内容はわかりますけども、進め方がちょっと理解いたしかねますけども。

はい、どうぞ。

◎7番（福永善之君）

発議ということで、じゃあ読ませていただきます。

粕屋町議会議長進藤啓一殿、提出者、この場合まだ私一人になりますので、どうしても賛同者というのが必要になりますので、提出者は私ですね。月額議員報酬10%をカットする、これ3カ月。で、総額というのは134万400円。これは役職によって月額議員報酬というのは違いますので、議長、副議長、それと常任委員会の3常任委員長、それとあとそれ以外の議員さんでそれぞれ計算した額が134万400円ということにさせていただいております。これは、予定では1.2億円の国から交付金があるであろうという額の約1%を責任としてとっていかうじゃないかということの提案でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

いわゆるそれを今から協議せないかんですね。動議は動議として、その動議が成立するためにはほかに1名以上の賛成者が必要でありますので、この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は押しボタンによって行います。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、動議を議題とすることは否決されました。

ただいまから各委員会審議のため本会議を暫時休憩いたします。委員会審議が終了次第本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時48分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

議案第1号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第2号粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

平成28年第1回粕屋町臨時議会におきまして提案されました議案第1号、議案第2号、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回提案がありました議案第1号と議案第2号は、いずれも給与に関する条例でありますので、一括して報告させていただきます。

議案第1号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が国会におきまして1月20日に可決成立し、1月26日に公布されましたので、国家公務員の給与改定に準じまして本町の一般職の職員に係る給与改定がなされるものであります。改正の概要といたしましては、民間給与との格差を解消するために、第1番目は若年層を中心に給料月額が平均0.4%の引き上げとなるものであります。増額につきましては224万6,000円の増であります。第2番目は、給与制度の総合的見直しにおいて、予定しておりました地域手当の支給割合の改定を2年前倒しで行うものであります。平成27年度は4%から5%になり、768万7,000円の増額であります。第3番目は、期末勤勉手当の支給月数を年間4.1月分から4.2月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものであります。これに伴う一般職の増額は216万6,000円の増、そして勤勉手当826万円の増となり、再任用勤勉手当、嘱託職員冬季手当も職員給与の改定に伴い93万9,000円の増となり、総額の増額は2,176万2,000円となります。また、平成28年度より実施されます地域手当5%から6%引き上げにつきましては800万7,500円の増額となります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもちまして可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

続きまして、第2号は粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案は議案第1号と同様、町長等の特別職の期末手当について、特別職国家公務員の給与改定法案に準じまして期末手当の支給月数を

現行の3.1月分から3.15月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものであります。平成27年度地域手当改正後、4%が5%になり24万4,000円の増額、期末手当21万9,000円の増となります。総額46万3,000円となります。また、平成28年度地域手当5%から6%引き上げによる増額は25万6,500円となります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数によりまして可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案番号第2号ですね。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について、これは対象がボーナスだけになっておりますね。その値上げ分について私は反対をしたいというふうに思っています。一般職とそれから特別職は別に考えた方がいいと思いますし、今回、昨年度のいろんな経過の流れの中で、特に給食センターに関して本当に特別職の責任は重いと思っています。そのことをどのような形で追求したらいいのか、今私自身も悩んでいます、それはもちろん議会も責任があると思います。それで、普通に考えるならば条例改正で値上げということになると思うんですけども、私はまだ特別職、町長と副町長それから教育長の職務内容に関して、その態度に関してどうしても納得いかない部分がありますので、反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

八尋議会運営委員会委員長。

（議会運営委員長 八尋源治君 登壇）

◎議会運営委員長（八尋源治君）

議案第3号を付託を受けました議会運営委員会の審議の経過と結果につきまして

ご報告をいたします。

議案第3号は、粕屋町議会議員の報酬並びに費用弁償などに関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして1月20日に可決成立し、1月26日に公布されましたので、特別職国家公務員の給与改正法案に準じまして、粕屋町議会議員の期末手当につきまして支給月数を現行の3.1月分から3.15月分へ0.05月分の引き上げ改定を行うものであります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数によりまして可決すべきものと決しましたことをここにご報告して終わります。

(議会運営委員長 八尋源治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案番号第3ですね。粕屋町議会議員の議員報酬及び議員費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、対象額はボーナスで金額にすると21万9,000円というふう聞いております。非常に少ない額と思いますが、こういうことで表明することで町民の皆さんに少しでも分かってもらえたらというふうに思っていますが、先ほどの第2号で反対した理由と全く同じなんですね。特別職のそのいろんな仕事の対応、その姿勢が問題であったんですけども、それに対する議会側も大きな問題を調べれば調べるほど、くやしいぐらい私たちは、何でこんなふうなことが起こるのかなということを今一生懸命考えています。もう少し前の段階でストップすることができたはずなのにそれができていない。それは、今から私も、それから議会も原因を究明していくと思います。たまたま今回こういう形のボーナスを改正して上げるといことなんですが、とにかく昨年度あるいは一昨年度の議会のあり方、で私は総務常任委員会のメンバーなんですね。総務常任委員会のあり方、それから予算特別委員会のあり方、この両方が議会として機能していなかった、給食センターに関して。その一番大きな原因は何か、それを今確信を持って言えることができますが、徐々にその話はしていきたいと思います。

今回、本当に申しわけないんですが、ボーナスの改定でこの上げる分の条例案には反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について、議案第5号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 久我純治君 登壇）

◎予算特別委員長（久我純治君）

議案第4号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、歳入歳出予算の総額の増減はありません。歳入の補正はなく、歳出といたしまして給与改定に伴う人件費の増額に対し、人件費不用額の精算により財源措置し、その差額3,373万7,000円を財政調整基金の積立金として計上するものであり

ます。

予算特別委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第5号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご報告いたします。なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみ報告させていただきます。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,532万3,000円とするものであります。今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の不足分を増額するものであります。

予算特別委員会で慎重審議しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この2議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私は、第4号議案と第5号議案も反対なんですが、実は先ほどお話をしましたように第2号と第3号が反対なんですけど、これに直接かかわる予算案の裏づけは第

5号ではないんですね。だけれども、私はこの予算の出し方、あるいはその審議の仕方自体に問題があると思っていますので、あえて、申しわけないんですけども反対させていただきます。

その内容は、人件費が5,597万円、これは本来3月の補正で上げられて余りというか、使われなかった分があるんですね。その中から今回二千何百万円かの人事院勧告による改正で使うから、その残りを財政調整基金に既にもうこの時点に入れるという、この予算案の考え方そのものに私は違和感を覚えますので、4号と5号と。5号は直接一般職の方だと思います、派遣だからですね。後期高齢者の派遣の方の人件費だと思います。それで、この対象とは、私の反対とはちょっと違うんですけども、そういった意味も込めて私はこの議案第5号も反対いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、12月議会で設置された学校給食調理場建設特別委員会より、委員長及び副委員長選任の通知がありましたので、事務局長が読み上げ報告いたします。

◎議会事務局長（大石 進君）

それでは、読み上げます。

学校給食調理場建設特別委員会委員長に山脇秀隆議員、副委員長に小池弘基議員。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま事務局長が読み上げましたとおりであります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第1回粕屋町議会臨時会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶申し上げます。

本日提案いたしました案件につきましてご賛同いただき、議決していただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後とも町政運営につきましては町議会議員の皆さんのご理解とご協力のもとに、町民の福祉向上また町政の発展に最大限の努力をする所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まだまだ寒さも厳しゅうございますので、議員の皆様におかれましては十分お体をご自愛いただき、公私ともにご活躍されますことを祈念申し上げまして挨拶いたします。本日はどうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成28年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前11時37分）

会議録調製者 大 石 進

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 八 尋 源 治

署名議員 安 藤 和 寿